

広島市マンション管理適正化推進計画の 素案に、ご意見をお寄せください。

老朽化や管理組合の担い手不足が懸念される高経年マンションの増加が見込まれる中、令和4年4月に改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律が施行され、都道府県等（市の区域にあっては当該市）がマンション管理の適正化の推進を図るための計画を作成できるようになりました。

本市においても、適切に管理されていない老朽化したマンションによる周辺環境への被害の発生を防止するため、マンション管理の適正化に関する施策の方針、内容等を定め、マンション管理の適正化を推進することを目的とした、広島市マンション管理適正化推進計画を策定することとしており、本計画の素案を取りまとめたので、市民の皆様から意見を募集します。

1 募集期間

令和5年1月26日（木）から令和5年2月15日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）

2 意見の提出方法

「氏名」、「電話番号」、「ご意見」をご記入の上、次のいずれかの方法でご意見を提出することができます。様式は問いません。なお、電話や来庁による、口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（匿名でも提出できますが、ご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、なるべく、「氏名」、「電話番号」のご記入をお願いします。）

(1) 郵送

〒730-8586（住所は不要です。） 広島市住宅政策課へ送付してください。

(2) F A X

082-504-2308 広島市住宅政策課へ送信してください。

(3) 窓口への持参

午前8時30分から午後5時15分までの間（土・日・祝日を除く。）に広島市住宅政策課（広島市役所本庁舎5階）へお持ちください。

(4) 本市ホームページからの送信

本市ホームページの応募フォームから送信してください。

広島市総合トップページ（URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>） >くらし・手続き>
住まい・私有地・所有者不明土地・空き家対策>賃貸物件・マンション管理>
「広島市マンション管理適正化推進計画の素案に、ご意見をお寄せください！」

3 素案の閲覧場所

素案は、上記の本市ホームページからダウンロードできるほか、広島市住宅政策課、広島市公文書館、各区役所建築課において閲覧できます。

4 その他

お寄せいただいたご意見は、後日、取りまとめた上で、ご意見に対する本市の考え方とともに、本市ホームページ等で公表します。ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ご意見に付された氏名等の個人情報は、ご意見の内容について確認を行う場合にのみ利用し、収集した情報は、広島市個人情報保護条例に基づき、厳重に管理します。

ご意見の提出先・お問合せ先

広島市都市整備局住宅部住宅政策課（広島市役所本庁舎5階）

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2291 FAX：082-504-2308